

維持管理に関する事業者指導の在り方

令和2年9月17日

山梨県

改善が必要な施設への対応

◇現行のガイドラインでは、導入時に事業計画書の提出を求めているが、提出されないケースが多いのが現状。

◇このため、事業者指導に必要な計画内容、稼働開始時期、維持管理の状況等を正確に把握することが困難。

○ 他県の状況

	概 要
岡山県条例	<ul style="list-style-type: none">■ 努力義務、指導・助言・保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築及び実施・破損による被害発生等の市町村等に対する連絡、施設外へ影響が及ばないための適切な措置・事業終了後の速やかな施設撤去等の必要な措置
和歌山県条例	<ul style="list-style-type: none">■ 導入時に事業計画の作成と認定、指導・助言、報告・立入、改善命令、取消・設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための計画を作成、知事の認定・計画に従って設備及び事業区域内の土地の維持管理・点検等の記録を3年間保管・廃止する場合は、速やかな解体・撤去、廃棄物の適正処理の措置
兵庫県条例	<ul style="list-style-type: none">■ 導入時に事業計画の届出、施設基準不適合の場合、指導・助言、勧告、公表・施設の設置、管理方法、廃止後の措置に関する計画の届出・廃止後の速やかな撤去、廃棄物の適正処理・法令に基づき、適切な保守点検と維持管理に努める